

山陽小野田市民病院  
総合医療情報システム構築業務における  
公募型プロポーザル  
実 施 要 領

令和2年11月

山陽小野田市民病院

## プロポーザル実施要領

### 1. 目的

山陽小野田市民病院は、平成26年度に電子カルテシステムを中心とした総合医療情報システムを導入し、各部門システムも含め稼働している。導入から6年が経過しており、サーバや医療情報端末などの機器の老朽化も懸念されることから、令和3年度にシステムの更新を予定している。また、経営改革及び医療の効率化、患者サービスの向上、職員の業務負担軽減を同時に実現することを目的とし、システムの更新を行う。

システムの更新にあたり、技術力、企画提案力、費用対効果、プロジェクトマネジメント力、実績等、総合的に優れたシステム構築業者をプロポーザル方式により選考する。

本プロポーザルに関する内容は以下のとおりとする。

### 2. 業務の概要

#### (1) 件名

山陽小野田市民病院総合医療情報システム構築業務

#### (2) 業務場所

山口県山陽小野田市大字東高泊1863番地1

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和3年10月31日まで

#### (4) 業務内容

別紙「山陽小野田市民病院総合医療情報システム要求仕様書」のとおり

#### (5) 資料の配布

本調達における関連資料(「山陽小野田市民病院総合医療情報システム要求仕様書」等)は、山陽小野田市民病院事務部総務課から配布することとする。

#### (6) 委託金額(消費税及び地方消費税を除く)

ア 導入金額 490,000千円以内

イ 既存システムからのデータ出力金額 58,000千円以内

対象システムは、電子カルテシステム(オーダシステム、看護支援システム含む)、診療DWH、参照カルテシステム、医事会計システム(レセプトチェックシステム含む)、歯科カルテシステムとする。

参照サーバの構築提案も可とするが、その構築金額も含めることとする。

なお、それ以外の部門システムのデータ出力金額は導入金額(ア)に含めることとする。

※見積書を提出する際は、上記上限金額を超えてはならない。

### 3. 事務局

山陽小野田市民病院 4階 事務部総務課

〒756-0094 山口県山陽小野田市大字東高泊1863番地1

TEL : (0836) 83-2355

E-MAIL : med-soumu@city.sanyo-onoda.lg.jp

#### 4. スケジュール

日程	項目
令和2年11月25日～令和2年12月7日	公募期間、関係書類の交付
令和2年12月7日	参加表明書の提出期限
令和2年12月11日	質問書の受付期限
令和2年12月18日	一次審査の結果通知
令和2年12月18日	質問書に対する回答
令和3年1月13日	企画提案書等の提出期限
令和3年1月21日	プレゼンテーション審査
令和3年1月下旬	選定結果通知

#### 5. プロポーザル参加資格要件

- (1) 一般病床が215床以上の病院施設において、提案する総合医療情報システムの導入実績を複数有すること。
- (2) 提案する総合医療情報システムは、既に製品化されたパッケージシステムであること。
- (3) 24時間365日問い合わせ可能な連絡体制を有すること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく破産手続開始の決定がなされている者
  - イ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定がなされている者
  - ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - エ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - オ 暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
  - カ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - キ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - ク 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ケ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 公告日から委託業者決定の日までの間に、プロポーザルの参加者（以下「参加者」という。）が参加資格を欠くに至った場合、病院局は当該参加者の参加資格要件が喪失したものと判断し、当該参加者の参加を認めない、又は当該参加者を審査・選定の対象から除外する。

#### 6. 参加表明書について

- (1) 提出期限  
令和2年12月7日(月) 17時00分までに提出
- (2) 受付時間  
午前9時から午後5時まで(土曜日及び日曜日並びに祝日を除く)
- (3) 提出場所  
山陽小野田市民病院 4階 事務部総務課
- (4) 提出書類
  - ア 参加表明書(様式第1-1)
  - イ 会社概要がわかるもの(パンフレット等)
  - ウ 業務受託実績(様式第1-2)
- (5) 提出部数  
各1部
- (6) 提出方法  
持参または郵送すること。(郵送の場合は書留とし、提出期限までに必着のこと。)
- (7) 業務に関する説明会は実施しない。

#### 7. プロポーザル参加に関する質問

次の要領で質問事項を記載した質問書(様式第2)を事務局に電子メールで提出すること。

- (1) 受付期限  
令和2年12月11日(金) 17時00分までに提出
- (2) 受付時間  
午前9時から午後5時まで(土曜日及び日曜日並びに祝日を除く)
- (3) 受付場所  
山陽小野田市民病院 4階 事務部総務課
- (4) 回答  
質問に対する回答は、令和2年12月18日(金)までに山陽小野田市民病院のホームページで公開する。

#### 8. 参加者の選定(一次審査)

参加表明書の受付期間終了後、「5. プロポーザル参加資格要件」に定める参加資格要件について審査を行い、参加資格要件を満たしていると認められる者を参加者に選定する。選定の結果については、令和2年12月18日(金)までに通知文書を発送する。なお、非選定業者のうち、選定結果に対して不服がある者は、書面により、病院事業管理者に対し、非選定理由についての説明を求めることができる。

#### 9. 提案書等の提出期間等

参加者は、次の要領で提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限

令和3年1月13日（水）17時までに提出

(2) 提出時間

午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日並びに祝日を除く）

(3) 提出場所

山陽小野田市民病院 4階 事務部総務課

(4) 提出書類

ア 企画提案書

イ 要求仕様提案書（要求仕様書の回答）

ウ 見積書

(5) 企画提案書について

ア 提出書類 企画提案書（様式第3及び提案内容（PDF版））

イ 提出部数 代表者印押印のもの1部、写し（PDF版）17部 合計18部  
※同提案書をPDF形式としたものをCD-Rに記録し提出すること。

ウ 作成要領

① 別紙「総合医療情報システム 評価基準・配点一覧表」の「3. 提案評価」  
に記載した評価項目の内容について、企画提案書を作成すること。

② 提案書はA4横書きとし、上限は本文で最大75ページまでとする。  
（表紙、裏表紙、タイトルページ、会社紹介ページを除く）  
また、ページ番号は必ず記載すること。

③ 文字サイズ：10.5ポイント以上

④ 印刷方法：A4サイズ（横）にカラーで両面印刷すること。  
（上綴じで簡易製本し提出すること。）

(6) システム要求仕様に関するもの

ア 提出書類 要求仕様提案書（様式第4及び要求仕様に対する回答（EXCEL版））

イ 提出部数 代表者印押印のもの1部

※同仕様書（EXCEL形式）をCD-Rに記録し提出すること。

(7) 見積書に関するもの

ア 提出書類 見積書（様式第5-1、様式第5-2、様式第5-3）

見積明細書（様式第6-1、様式第6-2）

① 導入金額

提案システム毎にサーバ等の専用機器の明細が分かる見積書も  
別途提出すること。（様式は指定しないが、様式第6-1の「ハ  
ードウェア」の合計金額と一致すること。）

② 7年分の保守金額

（令和3年10月から令和10年9月までの年度毎の保守金額）

③ 既存システムからのデータ出力金額（参照サーバ構築含む）

イ 提出部数 1部

ウ 作成要領 見積内訳書及び見積明細書で作成した金額の合計を見積書に記載  
する金額と同額とすること。（税抜で記載すること。）

(8) 提出方法

持参又は郵送すること。(郵送の場合は書留とし、提出期間内に必着のこと。)

10. 提案書の審査等に関する事項

(1) 提案の審査および評価方法

受託業者の選定にあたっては、総合医療情報システム審査委員会において、企画提案書、プレゼンテーション等を本病院の審査基準に則り評価する。

(2) プレゼンテーションの実施について

企画提案書の記載内容について評価するため、プレゼンテーションを以下の日程で実施する。一参加者あたりの説明は30分以内、質疑応答は10分以内とする。また、プレゼンテーションの参加人数は6名程度までとする。なお、プレゼンテーションには業務責任者(プロジェクトマネージャ)を必ず出席させること。

ア 日時 令和3年1月21日(木)午後

イ 場所 山陽小野田市民病院 3階 大会議室

プレゼンテーション用の資料は企画提案書の抜粋版でも可とする。(ただし、提出した企画提案書への追加及び修正は認めない。)

※プレゼンテーションの説明に必要となる機材のうち、プロジェクター及びスクリーンは本病院において準備するが、その他必要とする機材については、企画提案者が手配すること。

(3) プロポーザルの審査は次の各号による。

ア プロポーザルの審査は、「11. 評価項目及び配点」に定める評価項目について審査し、最高得点者を本業務に適した事業者(以下「選定業者」という。)として選定する。

イ 審査結果については、参加者全員に通知するとともに公表する。

ウ 選定業者が、「5. プロポーザル参加資格要件」に掲げる資格を満たさなくなった場合は、次点の者を選定業者とする。

(4) 評価基準等について

プロポーザル審査の評価項目及び配点は別紙「総合医療情報システム 評価基準・配点一覧表」のとおりとする。

(5) 失格条項等

ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 提案書の作成様式及び記入要領に示された条件に適合しないもの。

ウ 提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。

エ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

カ 「2. 業務概要」の「(6) 委託金額」の上限金額を超えたもの。

キ 別紙「山陽小野田市民病院\_総合医療情報システム要求仕様書」で指定した必須項目に対して、部分的に対応可能「△」又は対応不可「×」で回答したもの。

ク プレゼンテーション審査の開始時間に遅刻したもの。ただし、大規模災害、公共交通機関等の事故等により真にやむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

ケ その他実施要領等において示した参加条件等に違反したもの。

(6) 提出書類の取り扱いについて

ア プロポーザル参加表明書、提案書の作成及び提出に関する費用は、全て参加者の負担とする。

イ 提案書、その他参加者から提出された書類は返却しない。

(7) 選定業者の通知について

結果については、令和3年1月下旬に提案全社に対し郵送で通知した後、本病院ホームページにて公開する。非選定業者のうち、選定業者の決定結果に対して不服がある者は、選定業者決定の公表を行った日から起算して5日(休日は除く)以内に書面により、病院事業管理者に対し、非選定理由についての説明を求めることができる。

(8) 選定業者

選定業者は、本病院と受託契約を締結し、受託業務を実施する。

1.1. 評価項目及び配点

(1) 価格評価(導入金額、7年分保守金額)、技術評価(要求仕様書の回答)、提案評価(提案書、プレゼンテーション)にて総合的な評価を行う。評価項目及び配点は、以下の別表1のとおりとする。

【別表1：配点表】

評価項目		価格評価点	技術評価点	提案評価点
見積書	導入金額	200	—	—
	導入後7年間の保守金額	100	—	—
要求仕様書	要求仕様の充足度	—	400	—
提案書	提案書・プレゼンテーション審査	—	—	300
合計		300	400	300

(2) 詳細な評価項目、評価のポイント、配点は別紙「総合医療情報システム 評価基準・配点一覧表」に基づき評価を行う。詳細は(3)以降で説明する。

(3) 価格評価

ア システムの導入金額+既存システムからのデータ出力金額(見積書)について、価格評価を行う。

評価点の算出は、1番低い価格の見積書を提示した提案者を満点(200点)とする。その他の提案者は、価格差100万円あたり1点減点とする。価格差が2億円以上の場合、0点とする。(減点は小数点第2位までとする。)

$$\text{価格評価点} = 200 \text{点} - \frac{\text{見積価格} - \text{最低見積価格}}{1,000,000} \quad (\text{小数点第3位を四捨五入})$$

イ 導入後7年間の保守金額（見積書）について、価格評価を行う。

評価点の算出は、1番低い価格の見積書を提示した提案者を満点（100点）とする。その他の提案者は、価格差100万円あたり1点減点とする。価格差が1億円以上の場合、0点とする。（減点は小数点第2位までとする。）

$$\text{価格評価点} = 100 \text{点} - \frac{\text{見積価格} - \text{最低見積価格}}{1,000,000} \quad (\text{小数点第3位を四捨五入})$$

(4) 技術評価（要求仕様書の回答）

ア 要求仕様の充足度（対応可否の回答）により、評価項目別に得点率から採点を行う。対応可否の回答方法は以下のとおりとする。

【別表2：対応可否の回答方法】

対応可否の回答		得点
○	全て対応可能 オプション機能やカスタマイズによる対応を含むが、この場合は当該費用を含めること。	10
△	部分的に対応可能 部分的な機能の対応と運用提案によるものを含むこと。	5
×	対応不可能（今回非対応を含む）	0

$$\text{得点率} = \frac{\text{各評価項目の得点の合計}}{10 \text{点} \times \text{各評価項目の総項目数}} \quad \begin{array}{l} \text{※得点率が60\%未満の場合、} \\ \text{0点とする。} \end{array}$$

イ 評価項目毎の配点

評価項目毎の配点は以下の通りとする。（400点）

【別表3：配点表】

評価項目		配点
1	調達基本要件	35
2	ソフトウェア・ハードウェア基本要件	35
3	ネットワーク機器要件	30
4	業務アプリケーション機能要件	300
合計		400

(5) 提案評価

ア 審査委員による提案書の評価及びプレゼンテーション審査にて採点する。

イ 提案評価項目は以下とする。

- ① 総合医療情報システムの特性や将来性
- ② システムの導入効果
- ③ システム構築及び保守
- ④ システム安定稼働、障害対策
- ⑤ 職員の負担軽減
- ⑥ データ移行
- ⑦ その他（意欲／姿勢、評価項目以外の加点）

ウ 提案評価点＝各審査委員の採点の平均値



(上位1名・下位1名除外、小数点第3位四捨五入)

(6) 有効数字

評価点の算出にあたっては、小数点以下2桁目までを有効とし、小数点以下3桁目で四捨五入する。

(7) 総合評価点の最高得点者が2人以上あるときの対応

- ア 技術評価の点数が高い者を選定業者とする。
- イ 技術評価の点数が同点の場合は、価格評価の点数が高い者を選定業者とする。
- ウ 価格評価の点数が同点の場合は、提案評価の点数が高い者を選定業者とする。
- エ 上記のいずれも同点の場合は、本契約業務に関係のない職員にくじを引かせ、選定業者を決定する。

12. その他

(1) 企画提案書の作成・提出、プレゼンテーションの参加等の一切の経費は、企画提案者の負担とする。また提出書類は返却しない。

(2) 参加表明書提出後、辞退する場合は、指定の様式(様式第7)を使用し、参加辞退届を令和3年1月13日(水)17時までに事務部総務課宛に、持参もしくは郵送すること。(郵送の場合は書留とし、提出期限までに必着のこと。)

(3) 企画提案書に記載した業務責任者がプレゼンテーションに止むを得ず出席できない場合は、事前に事務局に届け出て承諾を得ること。

(4) 要求仕様書を除く、企画提案に関する提出書類の変更、差し替えまたは再提出は認めない。

(5) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとし、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(6) 企画提案者は、本病院が提供した資料で得られた情報について、この目的のみに使用することとし、第三者に開示、提供してはならない。

(7) 禁止事項

ア 調達への参加表明後、事務局以外に本調達に関する質疑等をしないこと。

(8) 契約について

ア 業務委託に関する契約

業務委託契約の締結については、選定業者と受託契約を締結するものとし、契約金額は提出する見積書(様式第5-1)の積算内訳を超えないものとする。

イ 保守業務における契約

保守金額については年度ごとに契約を締結することとする。契約方法等は本業務の受託契約締結時に詳細事項等を受託者と協議し決定する。ただし、個別契約における契約金額については、当該年度の個別事情を考慮し、本調達における見積書(様式第5-2)に記載した金額を基本に契約締結時に協議し決定する。システム構築後7年分の保守金額も本プロポーザルの評価の対象とするため、契約金額は提出する見積書(様式第5-2)の積算内訳を超えないものとする。

尚、本業務の受託者が特別な理由により直接契約を締結できない場合は、総合医療情報システム保守見積明細書(様式第6-2)内の補足説明欄に保守契

約予定事業者名を記載すること。

- (9) この要領に定めのない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じて別に定める。
- (10) この要領は、令和2年11月25日から施行し、選定業者との契約が締結された日の翌日にその効力を失う。